

求人者のみなさまへ

有限会社日本プラント設計

取り扱うべき職種の範囲その他業務範囲

当社の取扱い業務範囲は、国内における全職種のいかなる求人の申込みについても受理します。ただし、若者雇用促進法第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人及びその申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40 %
求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40 %

特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	<u>300,000 円</u>
	活動1日あたり	<u>20,000 円</u>
	(または、活動1時間あたり	<u>2,500 円</u>)
	成功報酬	
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)	
	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の	<u>40 %</u>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)	
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の	<u>40 %</u>

求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の高下朋彦です。

求人者情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の高下朋彦です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の求職者から情報の開示請求が行われた場合は、その請求に基づき求職者が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行います。また、これに基づき訂正の請求が行われた場合、当該請求が客観的事実に合致するときには、遅延なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の高下朋彦です。

苦情の申し出が行われた場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します。

返戻金に関する事項

紹介した人材が自己の都合により1ヵ月未満に退職した場合は紹介手数料の80%相当額、3ヵ月未満で退職した場合は50%相当額、6ヵ月未満で退職した場合は10%相当額を返済します。